

覚醒剤原料保管場所の届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 12 第 1 項第 2 号の規定により覚醒剤原料の保管場所を届け出ます。

年 月 日

住 所

氏 名

山梨県知事 殿

指定の種類、番号及び年月日	
業務所の所在地及び名称	
覚醒剤原料を保管しようとする場所	
参 考 事 項	

(備考)

- 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 参考事項欄には、保管場所の構造、設備及び保管方法の概要、保管品目その他参考となるべき事項を記載すること。